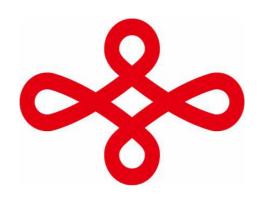
# 令和5年度(令和6年4月採用)

# 西尾市任期付職員(チーフコーディネーター)

# 募集要項

西尾市では、中小企業の持続可能な経営や起業、新産業創出の支援等を行い、 市内経済の活性化を図るため、「西尾未来共創拠点」を令和 6 年度に開設します。こ の「西尾未来共創拠点」に常駐し、事業者等からの多様な相談に対し、課題の指摘や 助言に留まらず、具体的な支援策等を提示するなど中心的役割を担うチーフコーディ ネーターを募集します。



申込受付期間	令和5年10月6日(金)~11月17日(金)
申込受付方法	マイナビ転職サイトの応募フォームから申込
募集職種	チーフコーディネーター
任 期	令和6年4月1日~令和8年3月31日

# 1 募集職種、採用予定人数、受験資格

古	採用	受験資格		
募集職種 。	予定人数	年齢要件	経験・資格	
チーフコーディネーター	1人		民間企業・行政機関・大学等の研究機関等にお	
		昭和 43 年 4 月 2 日	ける中小企業支援の実務経験が7年以上ある	
		以降に生まれた人	人で、かつ、中小企業診断士の資格を有する人	
			又はそれと同等の専門性や能力を持つ人	

#### <受験資格に関する注意事項>

- (1) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 地方公務員法第16条に定められている上記以外の欠格条項に該当する人
- (2) 外国籍の人で永住者又は特別永住者の在留資格を有する人は受験することができます。ただし、採用後の任用については一部制限があります。
- (3) 実務経験とは、常勤勤務者(正規職員又は正規職員と同じ勤務時間の人)として6か月以上継続して職務に従事した期間が該当します。実務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限ります。なお、最終合格後に職歴証明書等を提出していただきます。

# 2 受験申込方法

申込受付期間	10月6日(金)~11月17日(金) 【最終日は午後5時まで】
申込受付方法	マイナビ転職サイトの応募フォームから申込 (マイナビ転職の申込手順に従い申込みをしてください。)
提出書類	履歴書兼調査書 ※マイナビ転職から申込みしていただけましたら、提出書類についてご案内 メールを送信します

# 3 試験内容

区分	試験内容	試験日時	試験会場	結果通知
書類選考	履歴書兼調査書	1	I	11月下旬
一次試験	WEB 面接試験	12月6日 (水)、7日 (木)、 12日 (火)、14日 (木) のうち 指定する日	WEB 面接	12月中旬
二次試験	個別面接試験	12月22日(金)	西尾 市役所	12月下旬

※合否結果については、メールで送信します。ただし、採用内定者については、別途・断書を郵送します。

# 4 提出書類

一次試験合格者は、以下の書類を提出してください。

提出書類	提出時期	提出方法
資格取得証明書の写し ※中小企業診断士の資格を有する人	個別面接試験日当日	持参 ※個別面接試験の受付で提出して ください。

# 5 勤務条件等

#### ① 身分・任期

特定任期付職員としての採用となります。

任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までを予定しています。任期の期間は、本人の同意により、5年を超えない範囲で更新する場合があります。

#### ② 給料等

給料等は「西尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき支給されます。 また、給料等は人事院勧告等に基づく条例改正により変動する場合があります。

#### 【給料】

区分	給料月額	
5 号給	608,000 円	

#### 【諸手当】

地域手当、通勤手当、期末手当、退職手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

※勤勉手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等は支給されません。

※全職員を対象とした定期健診など、種々の健康管理制度があります。また、互助会への加入により 病気やけがなどに対して、給付や手当金が受けられます。

#### (3) 勤務時間、休日、休暇等

勤務時間	原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
	(必要に応じて時間外、土日勤務があります。)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇、夏季休暇・忌引休暇などの特別休暇

#### (4) 勤務地

西尾市住吉町 3 丁目 36 番地 1 西尾駅内「西尾未来共創拠点」

## 6 主な職務内容

- (1) 事業者等からの個別経営相談(販路拡大、新商品開発、集客等)に関する業務
- (2) 支援機関(商工会議所、金融機関等)、事業者間との連携に関する業務
- (3) セミナー及びワークショップの企画運営に関する業務
- (4) 西尾未来共創拠点の事業内容、支援事例等の情報発信に関する業務
- (5) その他西尾未来共創拠点の事業者支援に関する業務

## 7 その他

任用期間中は地方公務員法の服務に関する規定が適用となり、営利企業等の従事が制限されます。

